

新型コロナウイルス感染症対策と 学校運営に関するガイドライン

【都立学校】

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～

改訂版 ver 3

**令和3年8月12日
東京都教育委員会**

はじめに

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日々、最前線に立つてご尽力されている医療関係者の方々、日常を支える業務に携わられている方々などに感謝を申し上げます。

教職員の皆さんにおいては、幼児・児童・生徒一人一人の心身の健康状態の把握や発達段階に応じた日々の感染症対策に係る指導、オンライン学習等による家庭学習や学校行事等の工夫への対応など、今なお感染症への警戒が必要な状況下にある中での対応にご苦労されていることと思います。感染症対策と学校運営との両立への大変なご尽力に感謝申し上げます。

感染症の流行の主体となっている変異株は、若年層にも感染のリスクが高く、重症化が懸念されています。学校の教育活動を実施するに当たっては、これまでの経験や知見を活かして、徹底した感染症対策を講じるとともに、幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立を図っていくことが必要です。そのためには、教職員の皆さんお一人お一人の健康管理とともに、幼児・児童・生徒の指導に当たる役割がとても重要です。各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策と学校運営の両立に取り組んでいただきたいと思います。

また、幼児・児童・生徒のみならず、保護者やご家族の皆さんも含め、日々の感染予防に努めていただくことが、学校での感染拡大の防止につながります。感染症対策へのご理解、ご協力をお願いします。

今後とも都教育委員会は、幼児・児童・生徒の安全・安心の確保とともに、円滑な学校教育活動の実施に万全を期してまいります。

東京都教育委員会 教育長 藤田 裕司

目 次

全編を通して、学校の取組事例を掲載しています。取組事例は都立学校以外の事例も掲載しています。

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症対策の徹底	
(1) 幼児・児童・生徒への指導	3
【TOPICS】マスクについて	6
(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼	7
(3) 教職員等の健康管理	7
(4) 校内環境の適切な管理	8
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底	9
【TOPICS】学校における日常的な消毒の方法について	10
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	
(1) 登校時の健康状態の把握	15
(2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備	17
(3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応	17
(4) ごみの分別	18
【TOPICS】新型コロナウイルス対応フローチャート（例）	19
3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動	
(1) 基本的な考え方	20
(2) 学校運営上の重点項目	21
【TOPICS】アクリル板等の設置について	22
(3) オンライン教育の活用	23
(4) 教育活動上の留意点	29
(5) 部活動を実施する際の留意点	33
(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項	36
(7) 熱中症の防止	39
(8) 年間指導計画等の見直し	40
(9) 学校見学会・入学説明会等の実施	44

4 寮や寄宿舎における感染症対策	
(1) 基本的な考え方	46
(2) 全般的な対策	46
(3) 居室における感染症対策	47
(4) 共用（多目的）スペースにおける感染症対策	47
(5) 新型コロナウイルス感染症への疑いがある事例が発生した場合の対応	48
5 その他の留意点	
(1) 登校の判断	49
(2) 特別支援学校における留意点	51
(3) 子供の居場所確保	51
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	
(1) 感染の疑いがあると判明した場合	52
(2) 感染者が判明した場合	53
2 地域の感染状況を踏まえた対応	55

- ◆資料 ※資料は多言語（日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語）を作成
- ・資料「家庭でも、感染しない、感染させない」
 - ・資料「学校では、感染を防ぐための対策を行っています」
 - ・資料「部活動を安全に行うために気を付けましょう」
 - ・資料「感染を予防し、部活動を安全に行うために」
 - ・資料「感染症予防のために～感染症の再拡大を見据えて～」（保護者用）
 - ・資料「学校の『あたらしいにちじょう』」（児童用）
 - ・資料「私たち一人一人が作る学校の『新しい日常』」（生徒用）
 - ・資料「学校の『新しい日常』～保護者の皆様へ」（保護者用）
 - ・長期休業明け等に向けて行う準備チェックリスト
 - ・健康観察票（児童・生徒等）
 - ・教職員等の健康チェック票
 - ・感染症対策チェックリスト（教室等）
 - ・家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）

◆参考（新型コロナワクチン接種について）

- ・生徒に対して集団で実施する考え方及び留意点等（文科省、厚生労働省）
https://www.mext.go.jp/content/20210622-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ・子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方（日本小児科学会）
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210616__corona.pdf
- ・12歳以上の小児への接種についての提言（日本小児科医会）
https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/Recommendation.21-06-16.pdf

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、都立学校における感染症対策の具体的な内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等における対応については、別途発出される通知等を踏まえ取り組んでください。

また、本ガイドラインは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、御留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳工チケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
 - 換気の悪い密閉空間
 - 多くの人が密集している状況
 - 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避
- 正しい手洗いや咳工チケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳工チケットを徹底する。

I 学校運営編

1 感染症対策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒への指導

学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、以下の内容を指導する。

ア 新型コロナウィルス感染症についての理解

児童・生徒等が新型コロナウィルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウィルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウィルス感染症の予防に関する指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底する。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒等同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じるなど、できる限りそれぞれの密を避ける。

変異株への対策としては、従来株と同様に「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。



※子どもたちの感染状況と学校の感染症対策に係る感染症専門家の動画（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/topics/2021/20210423.html

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/topics/2021/20210510.html

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じる。

※石けんは液体石けんが望ましい。（「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省、公益財団法人日本学校保健会発行）

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

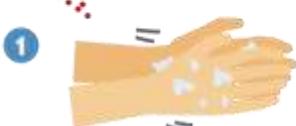
※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

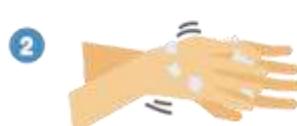
https://www.youtube.com/watch?v=lViN9C_BS-0

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

（出典：首相官邸 HP・厚生労働省）

事例

手洗い場の前やトイレの出入口に立ち位置をマーキングし、順番を待つ人が密にならないよう工夫しています。



工 咳工チケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させる。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底する。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳工チケットを行うよう指導する。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払う。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋

3つの咳工チケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



鼻と口の両方を
確実に覆う

ゴムひもを
耳にかける

隙間がないよう
鼻まで覆う

(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

TOPICS

マスクについて

＜マスクの効果＞

マスクは、鼻と口を覆うことで、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを正しく着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。



＜マスクを着用する際の注意事項＞

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染症対策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。

※体育の授業におけるマスクの着用については、3（4）イ（p.30）を参照

- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるので、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

＜指導に当たって＞

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼

- (1) の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただく。
- 児童・生徒等が感染する場合、全ての学校種で家庭内感染が多い状況にあり、児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼する。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼する。
 - ・毎朝の検温
 - ・検温結果と健康状態について健康観察票に記載
 - ・健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
 - ・マスクの準備と着用
- 校長は、児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼する。

(3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒等と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳工チケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施する。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養する。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に検温結果等を記録すること。この際、オンラインを活用したり、体温を記録できるアプリを利用したりすることも可能である。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管する。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

(4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備する。
- 固形、液体を問わず、石けんの衛生管理を定期的に行う。例えば、固形石けんでは、定期的にネット・石けんを変えるようにする。液体石けんでは、容器の中身を詰め替える際は、残った石けんは捨て、容器をよく洗い、乾燥させてから、新たな石けんを詰めるようにする。
- 換気を行うため、教室のドアは常時開放し、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。)、2方向の窓を同時に開けて行う。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。また、教室には感染症対策チェックリストを設置し、消毒を行った日時を記録する。
- 消毒については、10～14ページの内容を参照する。

事例

授業終了後に教室等の消毒を行うための物品を準備しています。手袋は共有せず、教員の個人持ちとしています。バケツに次亜塩素酸ナトリウム液を入れ、消毒を行います。



- その他の学校施設管理について、以下の対応に留意する。

- ・長期休業後など残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保する。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談する。
- ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残す。

(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、家庭との連絡体制を整備する。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努める。

事例

登校時の手洗いを徹底するため、昇降口の前で、穴を開けたホースを使って手洗い場を増設したり、足で踏んで使用できるアルコールを含んだ手指消毒薬を設置したりする工夫を行っています。



TOPICS

学校における日常的な消毒の方法について

＜消毒薬等について＞

物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、家庭用洗剤（界面活性剤を含む。）などを使用する。

※消毒を行う際は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・産業労働省・消費者庁特設ページ）を参照する。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

＜消毒等の方法と注意事項＞

- 容器には「消毒用エタノール」「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」等を明記する。
- 児童・生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物を、1日1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 換気を十分に行い、消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。

消毒用 エタノール	<ul style="list-style-type: none">・布等に含ませ、消毒対象を拭き、乾燥させる。・揮発性が高く、引火しやすいため、電気のスイッチ等への直接の噴霧は、故障や引火の原因になる。
次亜塩素酸 ナトリウム	<ul style="list-style-type: none">・必ず手袋を着用して使用する。手指消毒には使用しない。・色落ちしやすいものや腐食の恐れがある金属等には使用しない。・アルカリ性が強く、変色や腐食を起こす場合があるため、拭いた後は必ず清潔な布等を用いて水拭きし、乾燥させる。・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、作り置きはしない。・健康に害を及ぼす可能性があるため、噴霧は絶対に行わない。・児童・生徒等には、次亜塩素酸ナトリウムを扱わせない。
次亜塩素酸水	<ul style="list-style-type: none">・汚れをあらかじめ落としておく。・十分な量の次亜塩素酸水で表面をひたひたに濡らす。・少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る。
亜塩素酸水	<ul style="list-style-type: none">・遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭く。・拭いた後数分以上置いた後、水気を拭き取り乾燥させる。・酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用はしない。・直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する。

＜0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方＞

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例である。

商品によって濃度が異なるため、以下を参考に薄めて使用する。



メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯） <small>*次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

資料 8

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細は NITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronaisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

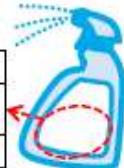
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを NITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミンオキシド)、泡騰整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

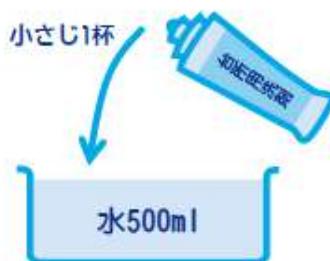
「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。
(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。



(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレー bottles での噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度80 ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度100 ppm以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としちゃいましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200 ppm以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混せたり、塩素系漂白剤と混せたりすると、塩素が発生する危険があります。
(また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。)
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

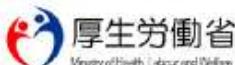
- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。



流水で掛け流す場合、有効塩素濃度35ppm以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronatalisaku/20200522.html>なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行う。また、以下の事項に留意する。

(1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒等に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、校舎に入る前に健康観察票（別添様式を参考にすること。）を提出させる。または、健康観察票記載の項目についてオンライン等を活用し、登校前に提出させることにより、児童・生徒等の健康状態を登校時点（校舎に入る前）に確認する。

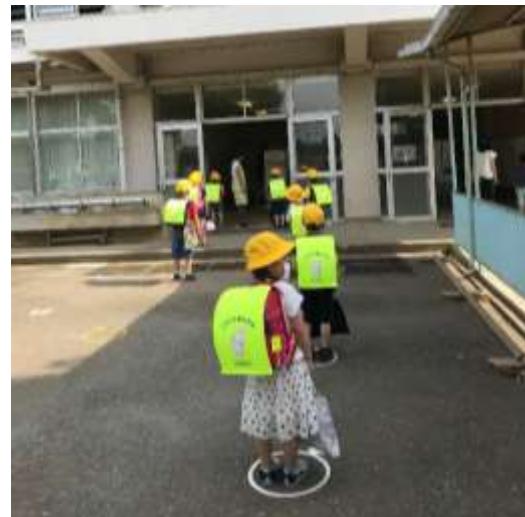
なお、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や咳、強いだるさ（倦怠感）等、感染が疑われる症状が見られる場合は、原則として出席停止の措置を取るとともに、医療機関を受診し、医師による判断が出るまでの間、自宅で休養するよう指導する。また、感染がまん延している状況にあるときに、同居の家族等に感染が疑われる症状が見られる場合にも、その症状がなくなるまでの間、児童・生徒等に出席停止の措置を取る。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37度以上の記載のあった児童・生徒等については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認する。



事例

昇降口前の混雑しそうなところに、ケンケンパで使う輪を並べて立ち位置を示しています。新1年生も、距離を取りながら並んでいます。



事例

登校時は、昇降口が混雑しないように、校庭に学年別に示されたラインの上で、距離を置いて待機します。生徒たちを昇降口で教職員が出迎え、健康観察票を確認します。ここで体調が気になる生徒は、養護教諭が個別に健康状態の聞き取りや検温を行います。

健康観察が終わった生徒は、階段の前で手指消毒を行い、教



事例

健康観察票による生徒等の健康状態（発熱状況）の把握に加え、昇降口の近くにサーモグラフィを設置し、登校する生徒の検温を実施します。体温が高い生徒を早期発見して健康観察につなげ、感染症の拡大防止を図ります。必要に応じて、来校者の検温にも活用できます。



事例

登校してきた生徒を昇降口で教職員が出迎え、健康観察票を確認します。確認が済んだ生徒は、密にならないように距離を置いて手指消毒を行い、教室に向かいます。



(2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築する。併せて、学校医・学校薬剤師等との連携を推進する。学校全体として、養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

(3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 発熱等の風邪の症状や咳、強いだるさ（倦怠感）等、感染症が疑われる児童・生徒等については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等

※保健室は、外傷や心身の不調など、様々な要因で児童・生徒等が集まる場所であるため、発熱等の感染症が疑われる児童・生徒等が他の児童・生徒等と接することのないように学校の施設の状況等に応じて対応する。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内の注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。



※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

(4) ごみの分別

- 咳工チケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

TOPICS

新型コロナウイルス対応 フローチャート（例）

家庭

▶ 検温、症状の確認と健康観察票の記入

- 発熱：37.0℃以上 咳 くしゃみ 鼻水 のどの痛み
- 腹痛 下痢 息苦しさ 強いだるさ 味覚・嗅覚の異常



1つでも☑がある

☒がない

無理をせずに**自宅で休養し、
医療機関に相談して受診する**
(出席停止とする)

学校

- ・マスクを着けて登校
- ・健康観察票を持参

教室に行く前に**チェック**

- ・健康観察票の有無
- ・マスクの有無と正しい着用



- ①登校時、校舎に入る前に健康観察票を確認
- ②特記事項がある場合は、本人に確認し、保護者に連絡
- ③担任が内容を確認し、生徒の情報を学年や養護教諭に連絡
- ④生徒の状況を管理職に報告

学校生活の中でも健康観察を継続

- 発熱 顔が赤い ぐったりしている 熱っぽい、悪寒 のどの痛み
- 咳 鼻水 いつもと違う様子 体調不良の訴え 強いだるさ
- 味覚・嗅覚の異常 ※アレルギー等で鼻水、咳等がある場合は保護者に確認

▶ 症状がある場合は、養護教諭等が検温・健康状態の聞き取りを行う

- 37.0℃以上の発熱
- 体調不良で授業が受けられない
- 風邪症状

発熱等の風邪の症状や咳、強いだるさ（倦怠感）等、感染が疑われる症状がある場合、他の人と接触しないよう、別室等で対応。対応者はマスク、手袋等を着用する。

管理職に報告

1つでも☑がある

▶ 保護者に**早退**の連絡（担任）

▶ 早退後の対応
・対応した部屋の換気と消毒
・使用したマスク、手袋等の廃棄

3 感染症対策を徹底した教育活動

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を実施する。

- 児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるように、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校におけるデジタルを活用した学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせて実施する。
- 学校は、児童・生徒が行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。

(2) 学校運営上の重点項目

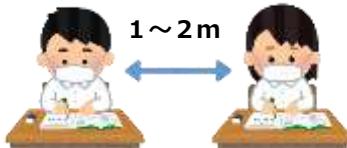
ア 時差通学

当面の間は、時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を設定する。

イ 教室等における密集の回避

(ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

- ・教室等においては、生徒同士の間隔を1～2mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り生徒同士が対面とならないよう留意する。
- ・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。



(イ) 特別支援学校

- ・教室等においては、可能な限り児童・生徒等同士が対面とならないよう留意し、特別教室等で密集が生じる可能性のある場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

事例

密を避けるための分散登校では、児童・生徒間の距離を確保するために、交互に間を空けて着席するようにし、使用しない座席の椅子は別室に片付け、不用意に間隔を詰めてしまうことのないよう配慮しています。また、多目的室や生徒会室も内装を整えて教室としてフル活用し、クラスを分けて授業を行っています。



ウ 職員室等における感染症対策

- 職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用する。

- 換気を行うため職員室等のドアは常時開放し、窓開けなどの換気は可能であれば常時、困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分程度窓を全開にする。）2方向の窓を同時に開けて行う。
- 教科準備室や会議室のほか、委託業者や保護者、教育実習生などの控室といった職員室以外の部屋においても「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避するなどの感染症対策を行う。

TOPICS

アクリル板等の設置について

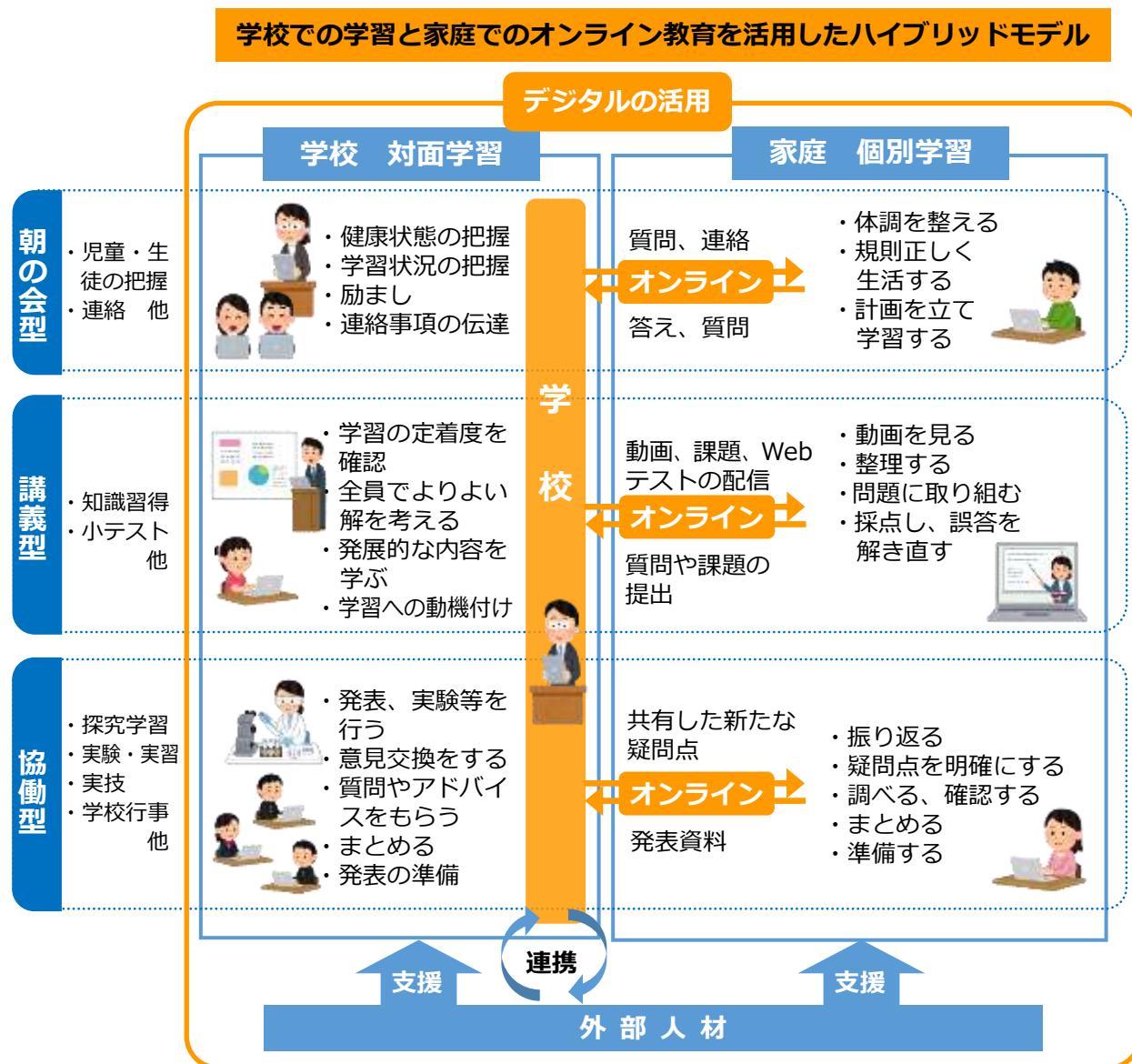
人と人の対面が想定される場所（窓口や会議室、相談室、打合せスペース、図書室のカウンター等）においては、対面者からの飛沫感染を防止するために、それぞれの窓口等の状況により、必要性に応じて各職場において判断し実施してください。

- ◆令和2年5月28日付2総人第442号、2総人職第237号「『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等について（依頼）」
- ◆令和2年6月9日付事務連絡「『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等についてにおけるアクリル板等の設置に関する取扱い（依頼）」



(3) オンライン教育の活用

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。



事例

オンラインを活用した取組①

臨時休業中は、学校のホームページを活用して家庭学習の課題を掲載しました。

Q 臨時休業中の家庭学習を進めるに当たり、どのような課題がありましたか？

A 当初、課題のワークシートなどをホームページにアップしていましたが、PCはあってもプリンターがない家庭も多いため、そのような課題は結局紙で渡すことになりました。今後は、タブレットを活用していきたいです。

事例

オンラインを活用した取組②

校内にメディア活用プロジェクトチームを立ち上げ、オンライン教育を進めてきました。希望する家庭には、児童用のタブレット端末とWi-fiルーターの貸出しを行いました。

ビデオ通話サービス（Microsoft Teams）を活用し、オンライン上で教員と児童が朝の会を行いました。10分間、出席確認や、来週の課題の確認を行いました。お互いにつながった喜びから、笑顔があふれました。

また、動画配信サービス（YouTube）を活用して授業動画を配信し（限定公開）、教科指導を行いました。国語や算数だけでなく、実技教科のコンテンツも充実しています。



事例

オンラインを活用した取組③



臨時休業中、全学年でオンライン授業に取り組みました。最初は各学級 15 分ずつ、慣れてきたら 30 分ずつオンライン授業を実施しました。

自宅に Wi-fi 環境がある児童には、タブレット端末の貸出しを行い、家庭でオンライン授業が受けられない児童は、該当の時間に登校し、学校でオンライン授業を受けました。

事例

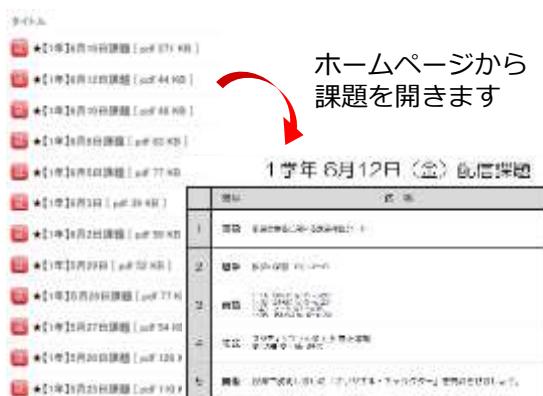
オンラインを活用した取組④

休校中も登校日は設定せず、生徒に配付されているタブレット端末に課題や動画を配信し、家庭学習を進めてきました。週に一度はオンラインでホームルームを実施し、生徒の様子を確認しました。

分散登校が始まっていますからも、登校しない学年にはHP上に課題をアップし、家庭学習を行なっています。

⑨ オンラインで実施した家庭学習の課題はどのように評価しますか？

A 学習課題の実施状況を確実に把握して評価に活用します。どの課題が評価対象になるのか生徒・保護者にもあらかじめ伝え、取り組ませています。



事例

オンラインを活用した取組⑤

生徒の学びを止めないために、臨時休業中からオンラインを活用して授業の動画配信を行いました。

分散登校により学校が再開してからは、ビデオ通話サービス（Zoom）を利用して、登校している生徒も自宅にいる生徒も一緒にショートホームルームを行っています。健康観察を行うとともに、「オンライン授業ルール」について説明し、授業開始時間の5分前には参加することや、チャットや音声で発言する際の注意点、不具合が出た場合の対応等について指導しました。



授業も、Zoomによるリアルタイム配信を行い、クラス全員が同時に同じ授業を受けます。自宅にいる生徒も発言することができ、双方向での授業参加が可能です。分散登校期間中は、生徒は午前・午後で入れ替わり、学校と自宅で合わせて1日6コマの授業を実施します。

教員にとっても、事前に教材を準備して提示することにより、板書の時間を短縮することができ、授業時間をより効率的に使えるようになりました。

Q オンラインを活用した学習について、生徒や保護者の反応はいかがですか？

A 生徒は、システムや機器の操作をすぐに習得し、新しい授業スタイルになじんでいます。自宅学習の際は、保護者も一緒に授業を聞いている場合があり、学習の様子がよく分かると好評をいただいています。

Q 分散登校期間終了後には、オンラインをどのように活用できそうですか？

A 感染症の第2波や災害等でやむを得ず休校や分散登校を行う際にはもちろん活用します。普段も、授業以外の講習や海外との交流、保護者会等にも活用できると思います。また、今年度は例年のような文化祭ができませんが、オンラインを活用した発表などを生徒たちに工夫させたいと思っています。

事例

オンラインを活用した取組⑥

臨時休業中から、動画配信サービス「YouTube」を活用した授業の動画配信を始め、時間割を作成してオンライン学習に取り組んできました。また、生徒の生活リズムを整えるために、ビデオ通話サービス（Zoom）を利用してクラスごとに担任が朝のショートホームルームを実施し、出欠確認と健康管理を行っています。

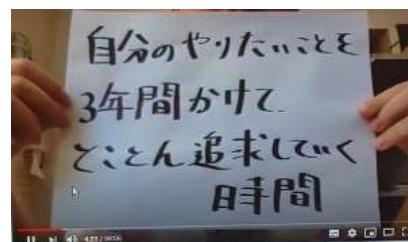
- 教員による授業動画が既に200本以上作成されています。実技教科も、実技を動画で見せるなど、効果的に活用しています。教員の顔が見える動画の方が、生徒には好評のようです。



- Webカメラと手書きのフリップを用いて、YouTubeで授業をライブ配信しています。生徒は一方的に授業を聞くだけでなく、チャット欄にコメントや質問を書き込むことができます。教員は、生徒の反応を見ながらリアルタイムで授業を行っています。対面の授業ではあまり発言しない生徒も、オンラインではチャットなので気軽に質問できるようです。



- 臨時休業中、探究の時間のガイダンスをYouTubeで5回ライブ配信しました。ガイダンスを通して探究の意義や進め方を理解するとともに、休業中の時間を生かして、探究が深まりました。



事例

オンラインを活用した取組⑦～聴覚障害特別支援学校～

臨時休業が続く中、5月からweb会議システムを活用し、幼児・児童・生徒の自宅学習支援を始めました。ICT環境が整っていない家庭には、学校で所有するiPadとモバイルルーターを貸し出しました。使用したツールはweb会議システム「Webex」、教育用クラウドサービス「まなびポケット」、動画配信サービス「YouTube」です。教員は、臨時休業中にツールの使い方を習得し、動画作成やチャットの時間帯などのルールを確認しました。

- Webexでは、毎日のショートホームルームや定期的な健康観察を行うとともに、一部の授業でも活用しています。

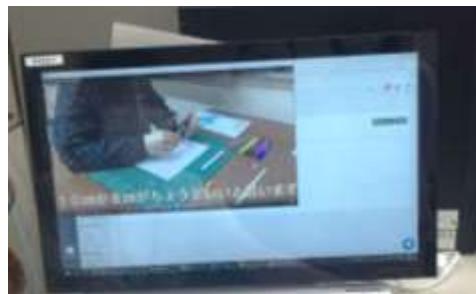


オンライン上で担任と生徒が顔を合わせ、手話で健康状態を尋ねたり、ホワイトボードを使って体温を確認したりしています。

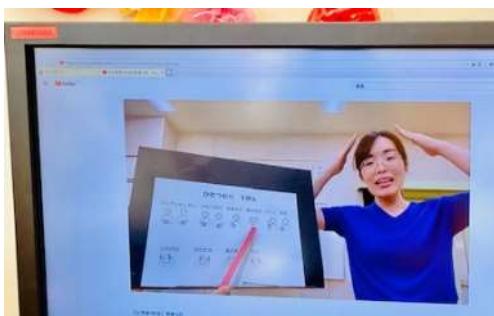
- まなびポケットでは、教材の提示や動画の掲載、メッセージ機能を活用したチャット形式の授業、学習コンテンツなどを展開しています。対面の授業ではあまり活発な意見交換ができなかったテーマについても、チャット形式なら自分の考えを発信しやすく、また友達との違いに気付くこともでき、考えが深まりました。



「まなびポケット」ホーム画面



- YouTubeでは、幼稚部では絵本の読み聞かせや歌やダンスの自作動画を配信、小学部では音楽・体育・国語、自立活動等の教科等で動画を配信、中学部・高等部では体育実技等の教科、高等部では職業系の授業等でも動画配信を工夫しています。



事例

オンラインを活用した取組⑧～肢体不自由特別支援学校～

臨時休業中も、週ごとの時間割を各家庭に送付し、各教科等と自立活動の指導を行いました。各家庭の状況に合わせ、web会議システム（Zoom）や動画配信サービス（YouTube）、教員の手本等を収録したDVDや課題プリント等を活用して、家庭での学習を支援しています。



○○さんの時間割				
	火	水		
8:55		おはようございます！学校の始まる時間です！		
9:10～9:20		学習の準備を進めましょう。お家の方も御協力をお願いします		
9:20～9:45	朝の会 DVDを見てね！ チャプター1	朝の会 zoomで会いましょう チャプター1	朝の会 DVDを見てね！ チャプター1	朝の会 zoomで会いましょう ①
9:45～10:10	朝の歌 DVDを見てね！ チャプター2		朝の歌 DVDを見てね！ チャプター3	
10:10～10:35	自立活動 DVDを見てね！ 自立活動編	グループの学習 お楽しみに！	自立活動 DVDを見てね！ チャプター4	グループの学習 お楽しみに！
10:35～11:00	読み聞かせ等 DVDを見てね！	からだの取組 DVDを見てね！	うた DVDを見てね！ チャプター7	からだの取組 DVDを見てね！
11:00～11:25	グループの学習 DVDを見てね！	グループの学習 DVDを見てね！	グループの学習 DVDを見てね！ ②	グループの学習 DVDを見てね！
11:25～12:00	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10
昼食	いただきます！ ごちそうさま！ あいさつをしっかりします			
午後	③ YouTubeやDVDを見てね。からだも必ず動かしましょう！ 終わりの会（一日の学習の最後にはDVDを見てね） チャプター10			

① Zoomによる双方向通信 (知的代替及び自立活動を中心とした教育課程)

決まった時間（週2回）に、Zoomを活用して、「朝の会」を行います。健康状態を把握し、一日の過ごし方等について確認し、水分補給等の休憩時間を経て、「音楽や読み聞かせ等」1コマ授業を行います。その後、時間割に沿って自宅での学習を進めます。

◆分散登校中は週1回実施です。

② 家庭学習用DVD

DVDを活用して家庭学習を行います。時間割にチャプターナンバーを記載し、どの時間にどのチャプターを見ればいいか分かるようにしています。各チャプターは、5～10分程度の動画で構成しています。時間割の1校時は25分に設定しているので、動画を繰り返し見たり、示されている課題を行ったりします。

③ YouTubeによる動画配信

YouTubeの限定公開ページを活用して様々なコンテンツを配信しています。

【主なコンテンツ】

○自立活動ワンポイント講座

→関節の可動範囲を広げる方法や、脱力してリラックスする方法

○教員紹介「私の好きなもの・漢字シリーズ等」

→各先生の自己紹介を、好きな食べ物や漢字など、クイズ形式で出題しています。家庭での会話にもつながります。



(4) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員及び児童・生徒等は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。
- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

(例) グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

理科の観察は、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う生徒を2名までとするなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、1～2m程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。また、活動以外の時間はマスクの着用を基本とする。

調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度洗浄する。また、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

- 専門学科等において、食品加工の実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、製造した食品については、原則、喫食を伴う形式での外部への提供を行わない。

なお、提供する場合は、個包装や一人ずつのセットメニューでの提供を基本とし、食器類の消毒や洗浄又は使い捨ての物品の使用や、売店・座席等における密集を避けるなど、感染症対策を徹底する。

- 職業学科においては、令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」（文部科学省）も参照し対応する。

- 特別支援学校における実習のうち、人との接触を伴う活動や近距離で人と接する活動は、衛生管理を徹底した上で、密集しないよう配慮する。また、地域と連携した校内カフェ及び販売活動においては、事前予約制とするなど参加者や

購入者が特定できるようにする。

※ 地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

(例) グループや少人数等による話合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症事故の防止に係る別途通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 可能な限り屋外で実施する。体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行うとともに、呼気が激しくなるような運動は避ける。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。ただし、教員の説明を聞いているときなど運動をしていない場面においては、可能な限りマスクを着用する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。
- 水泳授業の実施については、学校の水泳授業における感染症対策に係る別途通知を踏まえ、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じるとともに、児童・生徒及び保護者の同意を得る。このような対策を講じることが困難であり、児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、水泳授業の実施を控える。
- 柔道での攻防、器械運動での補助やラグビーでのスクラムなど、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

参考

体育科・保健体育科における実技を伴わない授業の教材例や、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動例を紹介しています。

◆令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた保健体育科年間指導計画見直しのための参考資料等の送付について」（東京都教育庁指導部指導企画課）

ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くならないよう配慮する。

エ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底するよう指導する。
- 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実に行う。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、マスクは喫食直前に外し、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管することや、喫食後は速やかにマスクを着用することについて指導する。

オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

キ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動

- ・放課後は速やかに帰宅する
- ・帰宅後や登校しない日の不要不急の外出を避ける

※ **地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合**

- 登校しない日や休日においても、生徒のみの買い物や会食など不要不急の外出を控える。

参考

学校でのコロナ対策の留意点をまとめたリーフレット及び動画です。ホームルームやオンライン等を活用した児童・生徒等への配信などで活用できます。

- ◆令和3年5月21日付3教総総第476号「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)



ク 特別支援学校における身体的距離の確保

- 教室内では、児童・生徒等間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒等が対面とならないような座席配置を工夫する。
- 指導のために児童・生徒等と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

(5) 部活動を実施する際の留意点

ア 基本的な考え方

- 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」に準じて、生徒の安全を最優先に実施する。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても、生徒の安全を確保できない場合は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。なお、文化部活動も含め、部活動中にマスクを外す際は、生徒間及び教職員と生徒間の距離をおおむね2m以上確保するとともに、不必要的会話や発声を行わないようとする。
- 使用する楽器や用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。
- 屋内の活動場所、更衣室や部室は定期的に換気するとともに、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

参考

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先した部活動の実施に関する基本的な考え方等を紹介しています。

◆令和2年6月17日付事務連絡「今後の部活動の実施に向けた参考資料の送付について」(東京都教育庁指導部指導企画課)

イ 活動時間及び休養日

「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。

- 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度
- 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）
- 週休日等に実施する場合には、昼食時間を避けて活動時間を設定

ウ 対外試合や大会参加等について

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意書を得る。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- 合宿については、学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合、延期又は中止を検討する。なお、延期又は中止の判断は、キャンセル料が発生する前に行う。
- 合宿の計画に当たっては、次の点について確認する。
 - ・宿泊先や施設等の感染症対策等
 - ・児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
 - ・移動に係る輸送機関の車内の換気等
 - ・宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
 - ・食堂等の交代制による利用や一人ずつのセットメニューでの提供等
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等を実施する場合は、校長の責任の下、実施の可否を判断する。
- 定期演奏会等を実施する場合は、次の事項に配慮する。
 - ・出演予定の生徒の健康状態を把握するとともに、発熱や体調不良等が無いことを確認する。
 - ・緊急時には参観者へ速やかに連絡できるよう、参観者全員の緊急連絡先の情報を把握する。
 - ・外部施設を借用して定期演奏会等を実施する場合は、施設管理者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づいて実施する。

※ 地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合

- 感染リスクの高い活動は控える。
- 実施に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 校長の責任の下、一部の大会等への参加は可とし、当該大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合は可とする。
- 大会等に出場する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として 14 日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施しない。
- 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控え、速やかに帰宅するよう指導する。

- 部活動が中止の期間は、自宅にいる生徒に対して、オンラインや書面等による指導を継続して行うことができる体制を整備するとともに、活動中止の趣旨について、生徒の心情に寄り添いながら、生徒及び保護者へ丁寧に説明する。

(6) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組

コロナ禍で、今後の見通しがもちづらい状況下において、児童・生徒等が漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配があるということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒等に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。

特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒等に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込みず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

また、都立高校等においては、スクールカウンセラーによる面接を、まずは心配な様子が見られる生徒から優先して行いながら、可能な限り早い時期に中学1年生、高校1年生の全員と行う。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、ユースソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身边にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

参考

長期休業日前・中・後における児童・生徒の自殺予防に係る取組を徹底するため、支援が必要な児童・生徒の早期発見における視点や、自殺を企図する兆候が見られた場合の対応のポイント、教職員の対応力の向上に向けた取組等について紹介しています。

- ◆令和3年7月2日付3教指企第550号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

児童・生徒の自殺予防に向けた取組を徹底するため、支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のための児童・生徒対象アンケート、教職員用チェックリスト、児童・生徒等が相談できる相談窓口一覧等の資料について紹介しています。

- ◆令和3年3月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

令和3年5月10日に公表された文部科学大臣のメッセージを案内するとともに、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料『自分を大切にしよう』」等、学校組織全体で児童・生徒の自殺予防に係る取組を確実に実施するための教材や参考資料を紹介しています。

- ◆令和3年5月11日付事務連絡「児童・生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣メッセージについて」（東京都教育庁指導部指導企画課）

保護者等が、子供の変化に気付くポイントや、気になる様子が見られた場合の対応等について理解できるようにするための保護者向けリーフレットです。家庭等における児童・生徒等の見守りについて依頼する際に活用できます。

- ◆保護者向けリーフレット「『どうしたの？』一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～」（令和2年9月）
(東京都教育庁指導部指導企画課・東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課)



都立高等学校等における教育相談体制の一層の充実、スクールカウンセラーの資質向上に向けて、各学校経営支援センターに配置しているシニア・スクールカウンセラーを活用するためのガイドラインを示しています。

- ◆令和3年4月9日付3教指企第70号「シニア・スクールカウンセラーの連絡先について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

スクールカウンセラーによる全員面接を効果的に実施するためのポイントや参考資料を紹介しています。

- ◆令和3年3月2日付2教指企第1627号「スクールカウンセラーによる全員面接の実施について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウィルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつこと

について、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 「人権教育プログラム（学校教育編）令和3年3月」の「人権尊重の精神を育むための指導法の工夫」(p.91)に掲載されている参考資料や実践事例等を活用し、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日文部科学大臣からのメッセージ）等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS教育相談等）に相談するよう、適宜周知する。

参考

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料です。

- ◆令和2年6月3日付2教セ開第47号「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料の配布について（通知）」（東京都教職員研修センター）

新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等について考える漫画形式・アプリ教材を都教育委員会ホームページに掲載しています。授業や家庭学習における活用を通して、児童・生徒が、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を受けたときや、見たり聞いたときなどに、どのように対処すればよいかを考えるとともに、相談することの大切さについて理解できるようにしています。

- ◆漫画形式教材「相手の今を思うと...。」（日本語版、英語版、中国語版、韓国語版）
身近な人が新型コロナウイルスに感染した際、どのように接したらよいかを考える生徒の話
- ◆漫画形式教材「まるでウイルスみたいに...。」（日本語版、英語版）
新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別によって苦しむ生徒の話

（東京都教育庁指導部指導企画課）



新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別等を防ぐため、改めて学校における発達の段階に応じた指導を確実に行う際の参考資料、児童・生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ、偏見や差別に悩んだ場合の相談窓口を紹介しています。

- ◆令和3年4月9日付3教指企第90号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

(7) 热中症の防止

热中症事故の防止に係る別途通知を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- 热中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒等の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。また、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- 登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をする。



(出典：厚生労働省 HP)

(8) 年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 週休日や祝日、長期休業期間を活用する場合は、生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。
- 感染状況等により分散登校を実施する場合は、分散登校期間中のオンライン等による家庭学習と分散登校終了後の学習（学校での学習と家庭学習）を合わせて、学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかつた場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
 - ・次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。
 - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

参考

都教育委員会は、高等学校の学校再開後の年間指導計画を検討するに当たって参考となる各科目の指導モデル例を示しています。学習すべき内容を、「学校で学習すること」と「家庭で学習すること」に分け、効率的な学習指導が行われることが必要です。

◆令和2年5月20日付「学校再開後の各科目の指導計画の検討について」
(東京都教育庁指導部高等学校教育指導課)

特別支援学校においては、学校再開後の指導内容の具体的検討例を示しています。学習すべき内容を「指導の際、配慮の必要なこと」と「家庭等との連携で実施すること」の視点から捉え、個別指導計画を検討することが必要です。

◆学校再開後における指導について＜特別支援学校（各教科等）＞
(東京都教育庁指導部特別支援教育指導課)

イ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭などで取り組んだプリント等やオンラインで実施したWebテストの結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(1) 年間を通した評価の考え方

感染状況等により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(1)を踏まえ、学校として今年度の各教科・科目、総合的な探究の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(ウ) 各学期の評価

学校での学習と家庭学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

ウ 学校行事

感染状況等により、児童・生徒等の安全が十分に確保できないと判断される場合は、延期又は中止する。

実施に当たっては、学年単位での実施を検討するなど、以下の実施方法・内容について十分検討する。

(ア) 体育祭、文化祭、合唱祭、演奏会、講演会等

- 「3密」と「大声」を徹底的に避けた計画とともに、30分に1回を目安として定期的に休憩を挟み、その都度、会場内の換気を行うなどの工夫を行う。また、オンラインによる鑑賞も積極的に活用する。
- 学校の体育館等の施設を使用する場合は、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1~2m確保するとともに、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づくとともに、座席の配置は児童・生徒等同士の間隔を十分確保する。
- 飛沫感染防止の観点から、講演会等において舞台を使用する場合はアクリル板を設置する。また、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は前後2m以上、左右1m以上確保するとともに、舞台から観客席までの距離を5m程度確保するなどの工夫をする。

参 考

都教育委員会は、高等学校の教育活動を検討・計画するに当たって参考となる資料を作成しています。

◆令和2年11月20日付「学校の『新しい日常』に対応した教育活動の実施に向けて」(東京都教育庁指導部高等学校教育指導課)

(1) 宿泊を伴う行事について

- 学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、延期又は中止する。ただし、都内における宿泊を伴わない形態や貸切バスでの移動等、実施方法の工夫や、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
- 延期又は中止の判断は、キャンセル料が発生する前に行う。
- 海外への修学旅行等については、外務省が発する感染症危険情報レベル等も参考にして実施の可否を判断する。
- 感染者の発生に伴い、実施日が臨時休業となる場合は中止する。
- 旅行の計画に当たっては、次の点について確認する。
 - ・宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
 - ・児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
 - ・移動に係る輸送機関の車内や機内等の換気等
 - ・宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
 - ・食堂等の交代制による利用や一人ずつのセットメニューでの提供等
- 児童・生徒と保護者に対して、旅行のねらい、旅行中の感染症対策、経路、を利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、特に次の点について必ず確認した上で、実施開始日のおおむね1か月前までに参加承諾書を得る。また、必要に応じて、オンライン等による保護者会を開催する。
 - ・実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況を把握する。
 - ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できない。
 - ・本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できない。
(上記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断による)
 - ・出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加できない。
 - ・旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行う。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性がある。
- 旅行中に児童・生徒自身が感染予防の行動や移動中や食事中等の会話を控えるなどの行動ができるよう事前に指導する。

参考

旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き

修学旅行における感染症対策については、学校における感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した国内修学旅行の手引き等を参考に、旅行事業者等と連携して計画すること。

◆令和2年9月1日付事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

(ウ) 校外での活動

- (ア)体育祭、文化祭、合唱祭、演奏会、講演会等及び(イ)宿泊を伴う行事についてを参考にし、内容や方法について十分に検討して実施する。

オ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に十分に相談し、可能な限り速やかに実施する。その際、以下の点に注意する。
 - ・会場は十分に換気する。
 - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
 - ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
 - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
 - ・会場では会話や発声を控える。
- 結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- 検査に必要な器具を適切に消毒する。

(9) 学校見学会・入学説明会等の実施

ア 学校における学校見学会等

- 学校での学校見学会、入学説明会、中学生に対する授業公開等、在校生以外が校舎内に入るイベントは、動画配信・ビデオ通話サービスの積極的な活用を行う。動画配信を行った上で、なおかつ、必要な場合には、事前予約により人数を限定した個別相談又は説明会での対応を行うなど、3密回避・人流抑制に努める。

イ 校内見学等を実施する場合

- 校内見学等は、真に必要な場合は、各校長の責任の下、感染防止対策を徹底した上で実施可能とする。
- 特別支援学校における入学相談及び入学者選考に向けた校舎内の事前相談・個別説明は、実施要項及び同細目に基づき、実施可能とする。
- 部活動体験は実施しない。
- 来校した児童・生徒や保護者に校内見学、説明会、事前相談等を実施する場合は、以下の対応を徹底する。
 - ・参加者に対し、事前の検温、マスク着用を求め、当日、発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は参加できないこと、また、校内見学実施後、参加者が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合には、事前予約時に参加者が学校に提出した連絡先を保健所に提供することに同意した上で校内見学を行うことを、事前予約時に必ず周知する。
 - ・当日、参加者が校舎に入る前に事前の検温結果、風邪症状の有無等を聞き取った上でサーモグラフィによる発熱の確認、マスク着用の確認をし、参加者に手指消毒等を行わせる。
 - ・授業見学は、参加者を教室に入室させるのではなく、廊下からの見学とする。見学する授業は限定し、動線を限定したうえで、引率者を必ず指定し、参加者同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
 - ・教室、廊下、説明会会場等を十分に換気する。
 - ・施設見学を行う場合は、動線を限定したうえで、引率者を必ず指定する。
 - ・見学する授業は限定し、動線を限定したうえで、引率者を必ず指定する。
 - ・見学中は、参加者の会話や発声を禁じること。参加者からの質問は、見学終了後、アクリル板を設置する等の飛沫感染防止の工夫をした個別相談スペースで対応する。
 - ・集合形式での説明は、内容を精選しなるべく短時間とする。長くても1時間を超えないようにする。また、参加者の座席はあらかじめ指定する等し

て、参加者から陽性者が出了場合の調査が円滑に行えるようにする。集合形式での説明に対する質問への回答は、個別相談スペースでの回答とするか、もしくは後日ホームページでの回答とし、質問者からの飛沫感染のリスクを回避する。

- ・説明者はマスク等を使用し、飛沫感染防止を行う。
- ・会場の定員は、施設の収容人数の半数以下とする。また必ず参加者同士の間隔を1～2m確保する。

4 寮や寄宿舎における感染症対策

(1) 基本的な考え方

学校での教育活動と同様に、寮や寄宿舎においても徹底した感染症対策を行う必要がある。また、寮や寄宿舎は、児童・生徒が集団生活を行う場であり、共用施設が多く、密になりやすい環境と考えられる。寮や寄宿舎を有する学校では、集団生活による教育的意義に配慮しつつ、学校医や関係機関との連携の下で、徹底した対策と事前の想定を行い、以下の観点により、感染症対策と体調不良者が発生した場合への準備の両面から対策を進めていく必要がある。

【徹底した感染症対策】

- 学校での教育活動と同様に、寮や寄宿舎においても、本ガイドラインに基づく基本的な感染症対策を徹底して実施する。
- 寮や寄宿舎での活動の集団と学校での活動の集団について、集団の構成をできる限り一致させるなど、感染が判明した場合にできる限り感染拡大を防止する対策を検討、実施する。
- 寮や寄宿舎では、「3つの密」が発生しやすい場面であることが想定される。そのため、「3つの密」を回避するよう、施設・設備の状況に応じた学校独自のルールを定め、児童・生徒に分かりやすいよう説明することや、寮や寄宿舎内の目につきやすい場所に掲示するなど徹底した対策を実施する。

【体調不良者が発生した場合への準備】

- 学校医や保健所等の関係機関と相談し、体調不良者が発生した場合の対応を検討しておく。
- 体調不良者が発生した場合に、寮や寄宿舎で、一時的に別途確保した個室で対応できるよう、個室の確保や備え付けるべき物品を用意するなど準備を進めておく。
- 感染の疑いが判明した場合に備え、校内の連絡体制や保護者への連絡体制などを改めて確認しておくとともに、保護者への引渡し方法など対策を検討し、事前に周知する。

(2) 全般的な対策

- 寮や寄宿舎に居住する児童・生徒は、起床時に検温を行うとともに体調確認を行い、家庭で行う健康観察と同様に、各児童・生徒の健康状態を記録し保管する。また、少しでも体調不良が認められる場合には、寮や寄宿舎に待機させるなどの対応を行う。

- 寄宿舎で勤務する教職員等（委託事業者を含む。以下同じ。）は、体温や健康状態を毎日確認し、その状況を記録し保管する。体調不良が認められるときは無理をせずに管理職に報告し、寄宿舎の活動を継続するための対応を協議するとともに、その指示の下、速やかに必要な対策等を講ずる。
- 寄宿舎で勤務する教職員等は、学校の養護教諭と連携し、管理職の指示の下で児童・生徒の基礎疾患の情報等を共有するなど、児童・生徒の健康状態の把握に努める。
- 児童・生徒に、発熱や体調不良等の症状が認められる場合には、事前に準備した個室（確保できる部屋がない場合には居室）に当該児童・生徒を移動させ、養護教諭や学校医等に対応を相談する。
- 寄宿舎を離れ、家庭などに帰省している場合は、家庭などにおいて健康観察票を作成するよう依頼するとともに、寄宿舎に戻る際には、健康観察票に記載の状況を学校が確認し、問題がないと判断できる者にのみ寄宿舎に戻ることを許可する。その際、直近の健康状況において、発熱などの症状が認められる場合は、その状況について確認し、判断に迷う場合は学校医や保健所等の関係機関に相談する。
※発熱などの症状がない者であっても、新型コロナウイルス感染症と診断された者や、感染の疑いがある者との間に、直近2週間以内に接触歴がある児童・生徒などが確認できた場合には、同様の対応とする。

（3）居室における感染症対策

- 居室は、児童・生徒がいないときは、原則として常に換気し、児童・生徒が居室内にいるときは、窓を開け、居室ドアに換気できる箇所がない場合には、ドアを少し開けるなどして換気を行う。また、就寝時も可能な限り換気を行う。なお、その際、プライバシーやセキュリティ対策に十分に配慮する。
- 2人以上で居室を共用している場合には、可能な限り1メートル以上の距離を確保し不要な接触を避ける。また、着用できるときはマスクを着用し、マスクを着用していないときは、できるだけ会話を控えることなどを指導する。
- 居室内の衛生状態を保つため、換気の徹底はもちろんのこと、毎日の清掃活動や衣類の洗濯などをこまめに実施するよう指導する。

（4）共用（多目的）スペースにおける感染症対策

- 共用スペースでは、学校生活と同様に、原則としてマスクを着用する。
- 学校と同様の換気を行うこと。換気に際して、窓開けが困難な場合などは、サーキュレーターを活用するなどの工夫を行う。

- 共用スペースの利用により、密になることが想定される場合には、利用する人数や時間を区切るなど、学校の施設・設備の状況に応じて、学校独自のルールを作成し対策する。

ア 食堂の対策

- ・食堂を活用する際には、「3（6）工 学校給食及び昼食」に記載の内容に準じた対策を徹底して実施する。また、食事終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取手、食堂のドアノブなど、複数人が接触する場所を消毒する。

イ 浴室及び脱衣室などの対策

- ・浴室及び脱衣室内では、会話を控えることを徹底して指導する。
- ・浴室及び脱衣室内が密にならないよう、一度に利用する人数や時間を区切るなど、学校独自のルールを作成し対策する。
- ・浴室の使用後は、浴室を清掃するとともに、脱衣室内で複数人が接触する場所を消毒する。

ウ トイレの対策

- ・使用後は、必ず流水・石鹼での正しい手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルやペーパータオルを使用する。
- ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなどの複数人が触った場所を消毒する。

エ その他の箇所の感染症対策

- ・自動販売機、給湯設備、冷蔵庫、洗濯室、手洗い、下駄箱、共用スリッパ、ドアノブなどの複数人が頻繁に触る箇所については、その箇所の接触の状況に応じ1日に数回に分けて定期的に消毒を行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症への疑いがある事例が発生した場合の対応

- 寮や寄宿舎に居住する児童・生徒に、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合には、以下の対応を原則とし、特別な対応を要する場合などについては、学校医や保健所等の関係機関に相談の上、対応を協議する。
 - ・児童・生徒に症状がある場合には、すぐに、別途確保した個室にて対応する。
 - ・当該児童・生徒の保護者に連絡し、早急な来所を依頼する。

5 その他の留意点

(1) 登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒等について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所等からの要請内容を確認し、要請に従うよう指導する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかつた場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかつた場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

事例

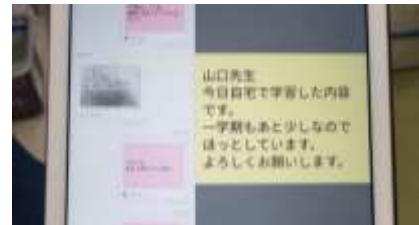
学びを保障するための取組①

生徒の学びを止めない教員集団として、YouTube班、ロイロノートコミュニケーション班、ワークシート班を立ち上げ、ICTを活用したオンライン学習の取組を進めてきました。

臨時休業中、毎日、コミュニケーション・アプリ（ロイロノート）を活用した朝学を行ない、生徒一人一人の起床・検温・朝食・一日の計画、目標などを確認しました。実技教科も含めた全教科について、動画配信サービス（YouTube）を活用して授業動画を作成し、動画配信に連動したワークシートを配布・回収しました。

学習課題の配信、生徒・保護者のやり取り、授業におけるスピーチの録画やプレゼンテーション等、様々な場面・授業でロイロノートを活用しています。

感染予防で欠席している生徒や不登校気味の生徒も活用しています。夏季休業中は対面授業とロイロノートでの授業動画の双方で補習も行いました。



今後、感染や濃厚接触者に特定され登校できない生徒が増加した場合に備えて、生徒がテスト勉強しやすくなる動画や、家庭学習を中心とした場合に学習を補助する動画、学校の授業で生徒の活動や意見交換が中心となる授業を行うために家庭で事前に視聴できる解説動画等を配信することとしています。

事例

学びを保障するための取組②

濃厚接触者や感染予防で登校できない生徒がいた場合においても、学校で授業を受ける生徒と同じ学習を保障するため、ビデオ通話サービス（Microsoft Teams）でプリント（PDF形式）を配信するとともに、授業によっては同時配信し、授業後に板書をアップしました。放課後に生徒の顔を見ながら個別補習も行いました。また、ビデオ通話サービス（Zoom）を活用して始業式をストリーミング配信したり、WEB学習サービス（スタディサプリ）も活用しています。

教員一人一人が教科の特性に応じたオンラインを活用した学習保障の取組を研究しており、生徒への指導においても、大学でのオンライン授業や、将来的にはテレワークが増える社会となることを見据え、一人一人が主体的に取り組める人材を育成することが必要であると考え、オンラインを活用した学習保障の取組を進めています。



(2) 特別支援学校における留意点

ア スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

- 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- 毎朝、児童・生徒等の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼する。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼する。
- 児童・生徒等は、バス乗車時に手指消毒を行う。
- スクールバス・医療的ケア児専用通学車両運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意する。
- バス事業者には別途、都教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳工チケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染症対策の徹底に係る取組について通知している。

イ 寄宿舎における対応について

- 「4 寮や寄宿舎における感染症対策」を前提としつつ、特別支援学校の児童・生徒の障害の程度や発達段階、学校の施設・設備の状況などに応じ、独自のルールを検討し、対応する。

(3) 子供の居場所確保

全都立学校が一斉に臨時休業となった際、中高一貫型の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外の特別支援学校については、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な場合、また、当該児童・生徒等の精神的な安定という観点から必要な場合は、事前の申込みにより感染症対策を行った上で、学校で過ごすことができるようとする。また、分散登校が開始された際には、公共交通機関を利用する児童・生徒等は、混雑時を避けるよう配慮する。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の安全で健やかな放課後等の居場所づくりを行うために、保護者等の実施団体が学校と連携・協力して、放課後や週末等に学習やスポーツ・文化活動等を行う「都立特別支援学校放課後子供教室」においても、「3つの密」の回避を徹底するなど、本ガイドラインを踏まえた感染症防止に努める。

全都立学校について、児童・生徒が週末等に地域団体等が主催するスポーツ・文化活動等に参加する場合においても、感染症防止に努めるよう、児童・生徒や保護者に周知する。

II 臨時休業編

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等（注）について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで (医療機関又は保健所 の判断に基づく。)
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

（注）学校内における活動の態様、接触者の多寡とは、感染者が学校内でどのような行動をしていたか、（①屋内の活動かどうか、②屋内であれば、その広さと換気状態、③マスク着用の有無、④接触者数、⑤接触時間の長さ、⑥会話の有無（特に大きな声の場合には注意が必要）、⑦昼食や給食などの食事中における状況、⑧部活動などの集団での活動の有無、⑨不特定多数との接触状況など）を指す。

感染経路の明否とは、想定される学校内での感染経路や、学校外での感染経路などが確認できるかどうかということを指す。

以下、（2）ア、ウにおいても同義

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関又は保健所 の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。ただし、保健所等に相談・報告の結果、感染の疑いがある者について出席停止等を行い、校内での感染の広がりがないと判断される場合については、臨時休業を実施しない。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

学校の臨時休業の実施判断については、これらの状況を踏まえ法第20条に基づき、設置者である都教育委員会が行う。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

オ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の助言がある場合には、その助言に基づき消毒する。また、当該感染者が活動した範囲を特定して、当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用工タノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

消毒は 10 ページに記載の「学校における日常的な消毒の方法について」を参考に行う。

なお、当該感染者が使用したトイレについては、消毒用エタノール又は通常の 0.05%よりも濃度が高い 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒を行う。

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によつては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細かく対応する必要がある。

さいごに

学校は、子供たちの学びの保障に加え、心のケアなどの支援を行うなど、子供たちにとって必要な居場所となっている。

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、分散登校を実施したり、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。